

別紙

カーテン類賃貸借仕様書

賃借人 高知県立あき総合病院（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）とは、「うみの棟・はなの棟カーテン類賃貸借契約書」にかかる仕様を以下のとおり定める。

1 目的及び基本方針

患者に満足され、納得できる療養環境を提供するための一環として、患者様が使用する施設内のカーテンが常に清潔に保たれることを目的とする。

本仕様書は、高知県立あき総合病院におけるうみの棟・はなの棟カーテン類賃貸借契約書に関する大要を示すものであり、乙は病院の公共性及び特殊性を認識し、本仕様書に示されていない事項であっても作業の性質上当然しなければならない業務はもちろんのこと、軽微と思われる業務については甲と相談のうえ、お互いに協力して実施するものとする。

2 内容

甲が使用するカーテン類のリース（設置を含む。）及びメンテナンス業務（洗濯・補修・補充）。

3 物品の品質

別記1「賃貸借物品仕様書」のとおり。

なお、色・柄については、別途打合せの上決定する。

4 物品の規格及び数量

別記2「賃貸借物品 規格・数量・設置明細書」のとおり。

ただし、乙は現場採寸を実施し、甲の承認のもと適正な規格及び数量を供給すること。

5 物品の納入及び設置場所

(1) 納入場所 高知県安芸市宝永町3番33号 高知県立あき総合病院

(2) 設置場所 別記2「賃貸借物品 規格・数量・設置明細書」のとおり

6 メンテナンス内容

乙によるメンテナンスとは、定期メンテナンス及び臨時メンテナンスと破損部分の補修とし、メンテナンスの回数及び方法等は次のとおりとする。

ただし、別記2「賃貸借物品 規格・数量・設置明細書」の備考欄に「メンテナンス対象外」の記載がある物は、定期メンテナンス及び臨時メンテナンスの対象外とする。

(1) 定期メンテナンス

ア 回数

- ・間仕切カーテン（上部メッシュ・メッシュなし）：年2回
- ・シャワーカーテン：年2回
- ・窓カーテン（ドレープ・レース・遮熱レース）：年1回
- ・遮光カーテン（1級・2級）：年1回
- ・暗幕カーテン（裏地ありを含む）：年1回
- ・ロールスクリーン：年1回

イ 方法等

- ・事前に作業工程表及び作業員氏名を甲に提出し、承認を受けること。
- ・カーテン定期メンテナンスは、汚染の状況に関わらず全てのカーテンのクリーニングを行うこと。その際、診療に支障を来さないよう、代替えカーテンを用意すること。（但し、レースカーテンは除く。）
- ・カーテンの交換は、患者等に配慮して行うこと。
- ・メンテナンス時に、カーテンレールの点検も行い、異常時には甲に報告すること。
- ・クリーニングは、ランドリー(湯洗い)方式で洗浄し、プレス仕上げを行い、抗菌加工を施すこと。
- ・ロールスクリーンは、現場にてほこりの除去を行い、除菌剤を含浸させた布で拭きあげを行うこと。

(2) 臨時メンテナンス

- ・本契約にかかるカーテン類が患者の体液、汚物、その他療養による偶発的な汚れ等で汚染された場合、もしくは、感染症患者が使用した場合に臨時クリーニングを行うこと。
- ・乙は、あらかじめ代替えカーテンを準備し、当該カーテンのランドリークリーニング及びプレス仕上げを行うこと。
- ・甲は、使用しているカーテン類が汚染した場合、もしくは感染症患者が使用した場合は、あらかじめ一次消毒を行い、その旨を表示して賃貸人に引き渡すものとする。

7 要求事項

(1) 主要件

- ア カーテンの縫製・クリーニングを自社にて行うこと。
- イ カーテン専用のクリーニングラインを有すること。
- ウ 抗菌・防炎加工の設備及び有資格者を有すること。
- エ 震災害時でも安定した業務運営を確保するための対策を実施していること。
- オ 国内において、過去2年間に200床以上の病院に2件以上の導入実績があり、適正に業務を実施していること。
- カ クリーニング業法及びその他の関連法規を遵守すること。

(2) メンテナンス作業

- ア 事前に作業の工程表及び作業員氏名を病院に提出し承認を受けること。
- イ 医療施設のカーテンメンテナンスに関する作業基準とその方法を設け、その手順に従って作業を行うこと。
- ウ 作業時にはメンテナンス責任者を配置し、適切な指導、監督を行うこと。
- エ 作業を行う前に各セクションの責任者に申し出て、了解を得ること。
- オ カーテンの交換作業は、患者との接触事故防止及び医療器接触破損の事故を未然に防止するために、病院で十分な経験を有する作業員が行うこと。
- カ 全てのメンテナンス業務は、カーテン、レール、ロールスクリーン等の知識を十分に有する自社作業員が行うこと。
- キ 作業中は、写真付の名札を胸に付けること。

(3) クリーニング作業

- ア クリーニング工場は、感染症患者が使用したカーテンの二次感染防止のための処理能力を有し、処理する薬剤を適切に使用できる責任者を備えること。
- イ クリーニング工場はカーテンの抗菌処理、防炎加工を行える施設であること。

(4) 作業員

- ア 甲の施設内で作業する作業員には、乙の負担により、統一した清潔な作業着を着用させること。
- イ 甲の施設内で作業する作業員は、患者等に対する言語及び行動に注意し、秩序ある態度で業務にあたること。
- ウ 甲施設での業務に当たっては、各部屋の鍵の授受を明らかにし、火災・盗難の防止に留意し業務終了後は、火気・戸締まり・消灯・施錠の確認を厳守すること。
- エ 病院敷地内での喫煙、及び所定の場所以外での飲食は禁止する。

(5) 賃貸人の変更

- ア 契約期間満了にともない、新たな業者に業務を引き継ぐときには、新業者と必要な協議及び引継ぎを行い、病院の運営に支障がないよう対処しなければならない。
- イ 契約終了後には、速やかに賃貸借物品を撤去し、原状に復するものとする。